

第6回 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会 要点録

【日時】令和7年(2025年)2月18日(火) 午後2時00分～午後3時00分

【場所】浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設 501 会議室

【出席】

- 1 委員（学識経験）：4人
  - (1) 宮脇 健太郎（明星大学 理工学部総合理工学科 教授）
  - (2) 荒井 喜久雄（元公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長）
  - (3) 櫻井 達也（明星大学 理工学部総合理工学科 教授）
  - (4) 荒井 康裕（東京都立大学 都市環境学部都市基盤環境学科 准教授）
- 2 事務局：6人（事務局長、事業課長、総務課長、総務課主幹、事業係長、事業課主任）
- 3 施設運営事業者：2人（運営所長、運転所長）
- 4 傍聴者：2人

【次第】

- 1 開会
- 2 議事

提出資料をもとに、以下のとおり議論を行った。（要点）

(1) 浅川清流環境組合の運転状況について

事務局：【資料1】「維持管理情報2024年（4月から12月まで）」を元に、浅川清流環境組合における2024年度4月1日から12月末までの運転状況について説明する。

（1頁上段）1号炉の運転実績日数は219日、点検期間については、4月16日から5月9日までと、9月13日から10月14日までと、12月21日から資料には記載はないが1月23日までとなっている。

2号炉の運転実績日数は208日、点検期間については、5月21日から6月19日までと、8月10日から9月4日までと、資料には記載はないが1月11日から1月26日までとなっている。

（「排ガス測定」の欄）ばいじん・硫黄酸化物・窒素酸化物・塩化水素・水銀・ダイオキシン類の測定結果はいずれも基準値内である。

（「排水・悪臭の測定」「騒音・振動の測定」の欄）排水・悪臭の測定、騒音・振動の測定について、結果は基準値以内である。

（2頁上段）「搬入実績」について、日野市・国分寺市・小金井市から当施設に搬入されるごみの車両台数と重量を示した資料である。ここでの車両台数、搬入量は家庭ごみを主に収集する委託業者と、事業系のごみを収集する許可業者のもの

であり、リサイクルに回せない汚れたプラスチックや、日野市・小金井市からの可燃性粗大ごみを含んだ搬入実績となっている。

(2頁下段)「搬出実績」について、当施設から搬出される焼却灰などの実績である。搬出先は西多摩郡日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設である。焼却鉄、落じん灰、一部の焼却灰は民間施設へ搬出している。

(3頁)上段が1号炉と2号炉のごみ焼却実績、以降は燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度の数値である。いずれも基準値の範囲であり、安定した燃焼管理を行えている。

(4頁)本資料(【資料1】)の1頁にて説明した、ばいじん・硫黄酸化物・窒素酸化物・塩化水素・水銀・ダイオキシンの測定内容について測定日などが入った詳細となっている。

(5頁)放射性物質濃度測定に関する項目の結果となっている。放射性セシウムは8,000Bq(ベクレル)/kgの基準に対して、大きく下回るか、検出せずの結果となっている。また空間放射線量率は、日野市が市内の公園など8か所で測定している数値と同程度である。

【資料2】「環境監視日報2024年12月」について説明する。当施設では、煙突入り口付近に設置している連続測定器にて排ガス中の有害物質について測定を行っており、測定した数値は1時間平均を公害防止情報表示盤及び、ホームページで公表している。当組合では法規制値に加え、全国でもトップクラスの厳しい自主規制値を設け施設の運転を監視している。参考として2024年12月分の測定結果を配布している。

【資料3】「排ガス中の水銀濃度が浅川清流環境組合の定める公害防止基準値の一時的な超過について(令和6年11月27日(1号炉))」について説明する。令和6年11月27日に1号焼却炉で排ガス中の水銀の値が当組合で定める公害防止基準値(50 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ )を一時的に超過する事態が発生した。水銀を物理的に除去するため、排気ガス内に吹き込む活性炭の量を増量したことで、1時間後に公害防止基準値を下回った。短時間で事態が収束しており、当該事象を原因とした周辺地域の環境汚染や健康被害を生じることはない。

なお、当施設では当該事象への対策、可燃ごみへの水銀製品混入防止の啓発として、構成市を通じ水銀回収キャンペーンを実施し、結果を「浅川清流環境組合ニュース」にて報告している。

また、【資料4】「水銀混入に対する組合の取り組み」は浅川清流環境組合ニュースの次号(令和7年3月号)の掲載予定抜粋であるが、当施設の自主基準をQ&A形式でお伝えし、水銀を含む製品をごみとして出す方法について改めて周知することで市民の方の啓発に取り組んでいる。【資料4】が掲載された組合ニュースは、市報とともに市民の方へ配布予定となっている。

水銀対応に関する報告として、令和6年11月7日に開催された令和6年第2回浅川清流環境組合議会定例会へ、地域の方から、「相次ぐ水銀の排出基準値超過に対して抜本的な対策を求める」ことを旨とした請願が提出された。具体的な内容は、「水銀を含む製品が焼却されないための対策強化、排出事業者・収集業者に対する支援策、技術的対策の取り組みを求める」という内容であったが、請願は不採択となった。

令和7年1月30日に、「相次ぐ水銀の排出基準値の超過に関して、住民説明会の開催を求める」ことを旨とした陳情が提出された。当組合としては、これまで公開したいずれの公害防止基準値超過時も「運転停止・再開方針」にて組合が独自に定めている炉の停止基準「連続測定器で異常な数値が検出された24時間後の数値（1時間平均値）が、公害防止基準値を超過する場合」には該当しない。公表の目的は、施設搬入ごみへ水銀製品を混入させないための啓発であり、直ちに住民説明会を開催することは考えていないが、排出基準値の超過については一時的な物であっても地元自治会等への説明、公表を現時点の判断として実施していく旨を、令和7年2月14日に開催された第1回浅川清流環境組合議会定例会にて議員へ説明した。

学識：【資料3】「排ガス中の水銀濃度が浅川清流環境組合の定める公害防止基準値の一時的な超過について（令和6年11月27日（1号炉）」について、排ガス中における水銀の一時的な基準値超過が1時間程発生したとの事だが、基準値超過となる前に活性炭の増量操作を行い、排ガスに含まれる水銀の除去を実施している。このような操作の頻度はどの程度か、設備の対応について確認したい。

施設運営事業者：水銀における公害防止基準値は、排ガスを連続測定器で測定し、これの1時間平均値が $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{ N}$ を超えた場合となっている。これに対し、施設運転における対応としては、連続測定器における瞬時値（平均値でなく測定器が連続的に示す値）に一定の計算を施した換算値（排ガス酸素濃度12%換算値）が $30\mu\text{g}/\text{m}^3\text{ N}$ を超えた時点で活性炭の増量操作を自動的に実施している。そのため、公害防止基準値超過を待たずに、これを察知した時点で抑える対応を実施していることとなる。

換算値が $30\mu\text{g}/\text{m}^3\text{ N}$ を超える頻度は明確には回答できないが、当該の事象が確認できた時点で都度活性炭の増量操作を実施している。

学識：公害防止基準値超過について、以前の事例と比較すると最大値・時間は減少しているように感じている。施設運転における初動、水銀混入抑止に向けた取り組みの効果が出ていると思える。

【資料4】「水銀混入に対する組合の取り組みについて」の、「公害防止基準値等」（煙突の図）部分において、最大着地濃度 $0.0025\mu\text{g}/\text{m}^3$ との記載があるが、この値は、施設運転と関係ない自然由来で地表に存在する水銀濃度である $0.0024\mu\text{g}/\text{m}^3$ と、

施設運転が影響を与える濃度  $0.00012\mu\text{g}/\text{m}^3$  の合計値である。最大着地濃度については施設の排ガスが環境に与える影響  $0.00012\mu\text{g}/\text{m}^3$  を記載するものであり、これとは別に自然由来の水銀濃度である  $0.0024\mu\text{g}/\text{m}^3$  を記載することで、自主規制値である  $50\mu\text{g}/\text{m}^3$  N が安全面に立った厳しい基準であると理解してもらえないか。

事務局：ご指摘の通りである。浅川清流環境組合ニュースの次号（令和7年3月号）の掲載については修正が間に合わないが、ご指摘のとおり表現をより分かりやすいものにしていく。

学識：【資料1】1頁目、上段の各炉の運転状況について、1号炉と2号炉にて運転計画と運転実績が入れ替わっているように見える部分がある（例：1号炉計画では8月10日から9月4日が停炉期間となっているが、運転実績にて当該期間が停炉であったのは2号炉）。これについて、事情・補足説明を求める。

施設運営事業者：ご指摘箇所については、運転中に起きた不具合を早期に収束するために停止する炉を入れ替え、一方を整備している。年間計画におけるごみ焼却量を処理するため、このように計画と実績が入れ替わることがある。

学識：ごみの処理量を見ながら柔軟に運転対応したということと理解した。

学識：【資料4】「水銀混入に対する組合の取り組みについて」の、「公害防止基準値等」（煙突の図）部分において、指針値が  $0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$  と表記されている。人が健康に暮らすのに望ましい環境基準を示すと思うが、自然由来の環境値として  $0.0024\mu\text{g}/\text{m}^3$  が存在し、浅川清流環境組合の施設運転による影響  $0.00012\mu\text{g}/\text{m}^3$  を勘案しても  $0.0025\mu\text{g}/\text{m}^3$  となる。施設の周辺環境は、この指針値をずっと下回っているわけで、健康に暮らすに望ましいレベルにあると考えてよろしいか。

事務局：水銀において、環境中の指針値  $0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$  に対し、施設が周辺環境に与える影響として  $0.00012\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自然由来の環境値として  $0.0024\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、これらを合計しても  $0.0025\mu\text{g}/\text{m}^3$  となる。国が定めた指針値に対しかなり低い値で施設運転が出来ており、周辺環境に与える影響はないと考えている。

学識：環境中の指針値で定めている  $0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$  は年平均の値である。施設が周辺環境に与える影響  $0.00012\mu\text{g}/\text{m}^3$  という値は、 $50\mu\text{g}/\text{m}^3$  の水銀を含んだ排ガスを施設が年間を通し常に排出しているとした場合の想定値（【資料4】Q2参照）となっており、かなり保守的に考えた影響評価となっている。一方、【資料3】にある一時的な水銀超過については、1時間から2時間程で収束しており、暴露時間はかなり短時間という状況となっている。

学識：事務局より施設運転上の問題はないとの説明があった。また、【資料1】（維持管理情報）にて国で定められている測定において、異常値は見受けられない。問題があった事例として水銀の公害防止基準値の一時的な超過が1件となっている。

水銀の公害防止基準値の一時的な超過については、瞬間的な事象とはいえ水銀

が混入している事実はある。市民の方にご協力をいただくため、構成市と調整・協議していると聞いているが、改めて徹底いただくとよい。

事務局：排ガス中に水銀が含まれる原因として、水銀を含む製品がごみとして施設に搬入されているという事実がある。3市での対策はさらなる強化を行うが、市民の方がこの事実を不安に感じているからこそ請願・陳情が提出されている。周知の方法、メディアを活用した手法など、丁寧で市民の方に理解いただきやすい様々な手段を組合は考えていく必要があると考えている。その際にご意見をいただきたい。

事務局：搬入ごみへの水銀混入に対し、日野市・国分寺市・小金井市の構成3市にて水銀回収キャンペーンを毎年実施している。令和6年度については7月からキャンペーンを開始しており、これについて現時点での報告をさせていただく。令和6年度の水銀回収キャンペーンの12月末時点での回収結果として、構成3市合計で体温計が378本、温度計が22本、血圧計が33台、合計433の水銀製品が回収されている。水銀を含む製品が新たに販売されることはないが、家庭には水銀製品が潜在的に残っていることを考えると啓発の方法を考え、あの手この手で実施しなければならないと実感している。

学識：水銀製品の回収・搬入防止への啓発、その両面から対策を実施し、搬入物に対し排気ガスとして排出される測定数値について周辺住民の方が安心出来るよう、測定数値の意味・内容について丁寧に情報を展開する必要がある。

学識：事務局より排ガスに含まれる水銀について様々な手段にて情報を公開・発信していくとの発言があった。【資料4】「水銀混入に対する組合の取り組み」のような絵も入った形式での発信は評価できる。

ただ、【資料4】は、多くの方が目にすることを考えると、文字が小さく受け取り側としては読みにくく感じる。

事務局：ご指摘頂いた【資料4】の文字の大きさについては、文面の作成中に反省点として既に確認されていた。当該部分掲載予定の「組合ニュース」は年2回の発行となっており、水銀に関する記事を2回に渡り掲載すると次号が半年後となり、前回との継続性を失う可能性があった。そのため、1回の記事に詰め込む形となってしまった。次回以降はご指摘を踏まえ見やすさを重視したいと思う。

学識：水銀回収キャンペーンにおける12月末までの回収結果として、体温計が378本、温度計が22本、血圧計が33台との報告があったが、それぞれの製品では水銀の含有量が大きく異なると思う。体温計378本よりも、血圧計33台の方が水銀含有量として上回っていると理解している。組合の認識と一致しているか。

事務局：水銀体温計の水銀含有量が1.2g、血圧計では48g程となっており、ご指摘のとおり体温計378本よりも、血圧計33台の方が水銀含有量として上回っている。単純に本数・台数では比較できないとの認識をしている。

学識：体温計1本の混入に対し、排ガス中の水銀濃度を公害防止基準値内に抑え込めて

も、血圧計 1 台ではこれが困難となってくるということである。水銀製品の混入防止の努力は怠らないように。

事務局：水銀製品の回収においては、浅川清流環境組合議会へ提出された請願においても介護施設などの事業所にも協力を仰ぐ必要があるとのご指摘をいただいている。様々な手段にて情報を周知し、各市の活動強化へ向けた声掛けも合わせて実施したい。高齢者の方の家に眠っている水銀製品もまだあると感じている。これを踏まえ、構成 3 市と足並みを揃え協力していきたい。

(2) 令和 6 年能登半島地震に伴う災害廃棄物の受入予定について

事務局：【資料 5】「能登半島地震に伴う災害廃棄物の受入予定について」を元に、令和 6 年能登半島地震に伴う災害廃棄物の受入予定に関して説明する。

令和 6 年能登半島地震に伴う災害廃棄物の処理に関する協定に基づき、当組合にて令和 7 年 3 月より石川県の珠洲市および、輪島市で発生した災害廃棄物の受け入れを開始する予定である。

受入する災害廃棄物の種類は、現地の仮置き場で選別された「可燃性混合廃棄物」である。予定として、受入期間は令和 7 年 3 月から令和 8 年 3 月 31 日まで、受入の総量は他自治体も含め 40,000 t、その内当組合での受入量は月 50 t であり年間で 600 t となる。令和 7 年 3 月の当組合での受入量については、被災地の道路状況悪化より、搬出準備が整わないことから、想定量よりも少ない約 8 t を受入予定量としている。【資料 5】 3 頁目については、受入予定の災害廃棄物の性状分析と、当組合の計画ごみ質及び、直近の分析試験結果を示したものである。

学識：【資料 5】 3 頁目より、浅川清流環境組合と災害廃棄物のごみ質を比較すると、水分が若干少なく、灰分が少し多い、組成割合では木くずが多く入っていることが特徴である。通常搬入されるごみ質と異なる部分があるため、燃焼管理・監視を強化して、燃焼悪化につながらない運転を求める。

施設運営事業者：施設の運転業務を請負う立場として、ご所見を反映した運転を実施する。

学識：災害廃棄物の広域処理は非常に重要と考える。多摩地域が被害を受けることもありえ、全国的な協力体制を早くから構築していくことが大事である。残念なこととして、組合より説明があった通り、被災地での道路状況悪化より、災害ごみの搬出に非常に苦勞されていることが伺える。協力する立場として、周辺地域と共に積極的な協力を望む。

学識：災害廃棄物の受入にあたり、費用について確認を行いたい。

事務局：【資料 5】 2 頁目を元に説明する。資料左下が、災害ごみ受入の契約、処理委託の説明となっている。まず、搬出元である石川県珠洲市・輪島市（被災自治体）は、業務委託という形で一般社団法人の石川県産業資源循環協会に災害ごみの搬

出業務を委託している。次に、石川県産業資源循環協会と当組合は災害廃棄物の処理業務委託契約を結び、当組合に搬入されるごみ 1 kg あたり 35.4 円を処理費用として受取る契約をしている。ごみ 1 kg あたりの処理費用は多摩地域で一律となっている。さらに、搬入された災害ごみを焼却処理した後の灰については東京たま広域資源循環組合へ搬出する必要があるため、灰の処分について災害廃棄物 1 kg あたり 5.4 円を当組合が東京たま広域資源循環組合へ支払う委託契約を結んでいる。当組合が受取る災害廃棄物処理費用 35.4 円/kg には、焼却灰の処理費用として当組合が東京たま広域資源循環組合へ支払う 5.4 円/kg を含む金額となっている。資料上、「西秋川を除く」（西秋川衛生組合を除く）となっているのは、灰の処理に関して西秋川衛生組合は別の処理方法をとっているからである。

学識：災害廃棄物受入に関する費用は搬出側に支払ってもらい、これを原資に広域資源循環組合へ搬出する焼却灰の処理費用も支払う。災害廃棄物処理の協力については、浅川清流環境組合から持ち出しとなる費用はないということを確認した。

事務局：ご確認の内容は、令和 7 年 2 月 14 日開催の第 1 回浅川清流環境組合議会定例会の予算審議においても同様の説明をさせていただいた。

学識：災害廃棄物の受入量は月 50 t との事で、月間処理量からすると非常に少ないが、受入については最大限丁寧に、運転管理等も同様に気を付けて作業すること。

### (3) 環境定点測定結果について

事務局：環境定点測定の結果について、【資料 6】は令和 4 年度に実施した環境定点測定結果、【資料 7】は令和 5 年度に実施した環境定点測定結果であり、それぞれの資料 1 枚目が夏季、2 枚目が冬季の結果となっている。【資料 8】は令和 6 年度夏季に実施した環境定点測定結果であり、冬季の結果は今後掲載予定である。

環境定点測定については、施設の稼働にあたり、施設周辺の 5 自治会との意見交換において、「居住地に近い地点で環境調査を行い、可燃ごみ処理施設が稼働する前後、稼働施設の運転時・停止時の比較結果にて環境への影響がないことを示すことは、住民が抱く環境負荷への不安等を取り除くことや施設建設稼働への理解につながるのではないか」との意見があった。このような意見を受け、当組合では環境影響評価とは別の事業として、可燃ごみ処理施設稼働前の平成 29 年度より、環境定点測定を実施している。測定地点は新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センター、上落川公園の 4 地点である。運転時は全地点を測定し、停止時は 4 地点を輪番で測定しており、測定項目は【資料 6】【資料 7】【資料 8】に記載の通りである。

測定結果は、いずれの場所も同程度の数値であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されていることが望ましい基準とされている環境基準等の基準値以内の数値が出ており、隣の市である多摩市に東京都が設置している大気汚

染常時監視測定局、多摩市愛宕測定局の測定値と比較しても数値は同程度となっている。

続いて、【資料9】「環境定点測定時期等（令和6年度 冬季）」について、令和6年度冬季に行った環境定点測定の日程・測定実施内容となっている。測定結果は取りまとめの上、令和7年3月頃の公表予定となっている。

学識：1点目、環境定点測定結果の資料（例：【資料6】1頁左下）の悪臭（臭気指数）について、「基準、指針の根拠法令等」が「日野市告示第74号」となっているが、これは日野市に所在している施設であるから日野市が規制をしているという理解でよいか。

2点目、環境測定の実施は、環境計量証明事業所の指定を受けた事業所が実施することとなっている。環境定点測定の結果は、この指定を受けた事業所が測定した数値と認識してよいか

事務局：1点目、悪臭の根拠法令への回答として、当施設が日野市内に所在するため、日野市の基準、悪臭防止法に基づく規制基準が適用される。ご認識のとおりである。

2点目について、本年度の環境定点測定業務受託事業者は、帝人エコサイエンス株式会社となっており、ご確認いただいた指定を受けた事業所の認識である。

学識：報告の内容については、信頼度の高いものであることを確認した。

学識：環境定点測定結果の資料（例：【資料6】1頁 2. 測定結果一覧表 内）に「悪臭（定性分析）」とあるが、定量分析の間違いではないか。成分分析の実施であれば結果は定量分析に該当すると思われる。

事務局：後日確認の上回答させていただく。

（後日記：2月21日回答内容）

環境定点測定結果の表記「悪臭（定性分析）」に間違いはない。当組合で実施している「悪臭（定性分析）」における分析方法は「加熱脱着ガスクロマトグラフ質量分析」となっている。当該分析は、測定したデータを測定機器が持つライブラリと照らし合わせ物質判定・測定結果を数値とするが、この方法では結果を「定量」と表記するには不十分である。結果を「定量」と示すためには、特定悪臭物質として規制されている22物質について、環境省が定める「特定悪臭物質の測定の方法」にて測定を実施する必要がある、イメージとして測定対象の特定悪臭物質の基準物質を用意・測定し、環境定点測定での測定データをこれと比較し、結果を示す必要がある。

（後日記ここまで）

事務局：前回の専門家委員会にて学識よりご意見頂いた内容について、「もし、環境定点測定結果が、現在の比較対象である多摩市愛宕測定局の測定結果と比べ高く出るような場合は、川崎街道百草園の測定局を比較対象として追加することも考えるとよい。理由として、施設と測定局の距離が近いこと、示した測定局が自排局（自動

車排出ガスによる環境大気の汚染状況を常時監視する測定局)であることから施設の状況とより似ていることが挙げられる。」とのご意見をいただいた。令和 6 年度の環境定点測定結果と川崎街道百草園の測定局の測定結果を比較したところ、ほぼ同程度の測定数値となっているが、川崎街道百草園は多摩市愛宕測定局と比較すると二酸化硫黄を測定していないことなどから、ご意見の通り、多摩市愛宕測定局を環境定点測定の比較対象としつつ、川崎街道百草園の数値も併せて参考確認することとしたい。

事務局：報告として、小金井市で令和 7 年 3 月に資源物処理施設であるメタウォーターサステイナブルパーク小金井が竣工予定となっている。これに伴い、小金井市から当施設へのプラスチック残渣の搬入が年間で 50 t 程度増加する予定となっている。

学識：資源化については、残念ながらリサイクルとして収集された全てが資源にはならない、汚れたプラスチックなどは廃棄物として処理することとなる。報告の予定数量であれば搬入全体量に対する割合は少ない。

学識：「メタウォーターサステイナブルパーク小金井」ということで、ネーミングライツにて、作られた会社の名前を施設に付けている。仕組・やり取りがあれば調べておくとよい。

### 3 その他 なし

### 4 閉会

事務局：次回専門家委員会は令和 7 年 8 月に実施を予定している。各委員方には、後日日程の調整をさせて頂く。

学識：次回、令和 7 年 8 月のご参集をお願いする。全ての議事が終了した。第 6 回浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会を閉会する。